

締約国に関する情報  
S L

シエラレオネ

附属書 B 1  
S L

## 一般情報

国内官庁の名称	Administrator and Registrar General's Department (Sierra Leone) (行政登録長官部 (シエラレオネ))
所在地	Roxy Building, Walpole Street, Freetown, Sierra Leone
郵便のあて名	所在地と同じ
電話番号	(232-76) 612 437
電子メール	elizaasaccoh@yahoo.com
インターネット	なし
ファクシミリ装置	なし
PCT規則92.4の規定により書類を受理する方法	受理しない
郵政当局以外の配達サービスを利用した場合に亡失又は遅延があったとき書類を発送したことの証拠を受理するか？ (PCT規則82.1)	受理する。ただし、DHL又はEMSの配達サービスを条件とする。
出願人がWIPO DAS <sup>1</sup> から優先権書類を取得できるようにする用意があるか？ (PCT規則17.1(b)2))	用意なし
シエラレオネの国民及び居住者のための管轄受理官庁	ARIPO事務局又はWIPO国際事務局
国内法令は外国官庁への国際出願を制限するか？	国内官庁に問合せされたい
シエラレオネが指定 (又は選択) されている場合の管轄指定 (又は選択) 官庁	国内保護：行政登録長官部 (シエラレオネ) ARIPO保護：ARIPO事務局
PCTに基づき取得可能な保護の種類	国内：特許，実用新案 ARIPO：特許，実用新案 (実用新案は，ARIPO特許に代えて又はARIPO特許に追加して求めることができる)

[次頁に続く]

<sup>1</sup> WIPO DASについての詳細情報は次から入手可能である：<https://www.wipo.int/en/web/das>

S L	シエラレオネ (続き)	S L
国内官庁が認める手数料の支払方法	国内官庁に問合せされたい	
国際型調査に関するシエラレオネの規定 (PCT第15条)	2012年特許意匠法第19条	
国際公開に基づく仮保護	国内特許を目的とする指定の場合： 特許付与前であって英語による国際公開が行われた日の後に行われた侵害行為に関して救済を求めることができる。国際公開が英語以外の言語で行われた場合には、出願人が国際公開の英語翻訳文を侵害者に送付することを条件として、侵害者が翻訳文を受領した後に行った侵害行為のみに関して救済を求めることができる (2012年特許意匠法第48条)。 ARIPOT特許を目的とする指定の場合： な し	
シエラレオネが指定 (又は選択) されている場合の有益な情報		
国内保護について		
シエラレオネが指定 (又は選択) されている場合に発明者の氏名 (名称) 及びあて名を提示しなければならない時期	願書中に記載しなければならない。PCT第22条又は第39条(1)に規定する期間内に要件を満たしていない場合、管轄官庁は命令で定める期間内に当該要件を満たすよう出願人に求める。	
微生物及びその他の生物材料の寄託に関する特別の規定が設けられているか?	な し	
ARIPOT特許については、附属書B 2のアフリカ広域知的財産機関 (AP) を参照		